

環循規第 1904121 号
平成 31 年 4 月 12 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
(公印省略)

従前の許可に係る有効期間の満了日が地方公共団体の休日に当たる場合における更新申請の期限の考え方について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてからご尽力いただいているところであり、厚く御礼申し上げる。

今般、従前の許可に係る有効期間の満了日が地方公共団体の休日に当たる場合における更新申請の期限の考え方について、法の解釈の明確化を図ることとしたので通知する。貴職におかれでは、下記の事項を踏まえた運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項及び第 8 項並びに第 14 条の 4 第 3 項及び第 8 項の規定により、従前の許可に係る更新の申請（以下「更新申請」という。）後、申請に対する行政処分がされない間は従前の許可がなお効力を有することとなる。

この点、法は更新申請の期限が地方公共団体の休日に当たるときについて、特段の定めを置いていないことから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条の 2 第 4 項の考え方により更新申請の期限の取扱いを判断すべきである。よって、従前の許可に係る有効期間の満了日が地方公共団体の休日に当たる場合、当該許可に係る更新申請については地方公共団体の休日の翌日をもってその期限とされたいこと。

- 2 上記の場合においては、従前の許可に係る有効期間の満了日の翌日から地方公共団体の休日の翌日までの間の従前の許可に係る有効期間については、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 142 条の類推適用により期限の繰り延べがなされると解されること。
- 3 なお、上記のとおり従前の許可に係る有効期間の満了日の翌日から更新申請に係る行政処分がされるまでの間は、従前の許可がなお効力を有することとなるが、本制度の趣旨は、標準処理期間を考慮した更新申請が行われたにもかかわらず、やむを得ない事情により処分庁において標準処理期間内に行政処分を行うことができない場合の救済措置であり、本来であれば、事業者は、従前の許可に係る有効期間の満了日までに更新申請に係る行政処分を受けられるよう標準処理期間を考慮し更新申請すべきであることから、都道府県等においてもそのように指導をされたいこと。

以上